

## 廿日市ボートパーク使用許可基準

指定管理者等管理港湾施設使用基準（平成13年3月30日広島県告示第374号）第27条の規定により、廿日市ボートパークに係留が可能な船舶の大きさの基準を次のとおりとする。

- 1 艀装品及び船外機等を含む船首から船尾までの実測の最大長（以下「実測全長」という。）及び艀装品等を含む左舷から右舷までの実測の最大長（以下「実測最大幅」という。）が、棧橋及び区画ごとに次の範囲内であること。
  - (1) 1号棧橋については、実測全長が15.0m以下であり、かつ、実測最大幅が1から18まで及び22から40までの区画においては3.4m以下、19から21までの区画においては5.3m以下、41及び42の区画においては4.3m以下であること。
  - (2) 2号棧橋については、実測全長が15.0m以下であり、かつ、実測最大幅が1から19まで及び22から40までの区画においては3.4m以下、20、21、41及び42の区画においては4.3m以下であること。
  - (3) 3号棧橋については、実測全長が12.0m以下であり、かつ、実測最大幅が3.1m以下であること。
  - (4) 4号棧橋については、実測全長が12.0m以下であり、かつ、実測最大幅が1から17までの区画においては4.3m以下、18から36までの区画においては3.8m以下であること。
  - (5) 5号棧橋については、実測全長が12.0m以下であり、かつ、実測最大幅が1から16まで及び32から35までの区画においては3.8m以下、17、18、36及び37の区画においては4.3m以下、19から31までの区画においては3.3m以下であること。
  - (6) 6号棧橋については、実測全長が12.0m以下であり、かつ、実測最大幅が1から19までの区画においては3.3m以下、20から38までの区画においては、3.1m以下であること。
  - (7) 7号及び8号棧橋については、実測全長が12.0m以下であり、かつ、実測最大幅が3.1m以下であること。
  - (8) 9号、10号、11号及び12号棧橋については、実測全長が8.0m以下であり、かつ、実測最大幅が3.1m以下であること。
  - (9) 13号、14号、15号、16号、17号、18号及び19号棧橋については、実測全長が8.0m以下であり、かつ、実測最大幅が3.0m以下であること。
  - (10) 20号棧橋については、実測全長が12.0m以下であり、かつ、実測最大幅が3.5m以下であること。
- 2 実測の方法は、船外機使用の場合は、船外機を上げた状態で計測し、船内外機使用の場合は、ドライブ部分を上げた状態で計測するものとする。

### 附則

- 1 この基準の適用を開始する日において現に使用許可を受けている者が、現に使用許可を受けている区画において、現に使用許可を受けている船舶を継続して係留する間は、上記基準に関わらず、引き続き使用許可するものとする。  
(現に使用許可を受けている船舶であっても、改造等により実測全長又は実測最大幅が変更となる場合を除く。)
- 2 この基準は、平成20年7月1日から適用する。